**平成２７年（フ）第１８７号**
福岡県久留米市諏訪野町1926番地１　第16上野ビル201号
債務者　中嶋　正夫
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　福岡地方裁判所久留米支部

**平成２７年（フ）第１８８号**
福岡県久留米市諏訪野町1926番地１　第16上野ビル201号
債務者　中嶋スマ子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　福岡地方裁判所久留米支部

**平成２７年（フ）第２７３号**
宮崎市吉村町大町甲1989番地　中一第一ビル106号
債務者　山下　貴志
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第３１１号**
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地２（県住８棟407号）
債務者　松元　優美
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第３１４号**
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘２丁目39番地４（コーポラスノンノ101号）
債務者　大園　直子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第５６号**
鹿児島県薩摩川内市宮内町2367番地　県営宮下団地２号棟55
債務者　有村　雅美
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２７年（フ）第５６号**
長野県茅野市豊平泉200番地106
債務者　小沢麻由美
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで　長野地方裁判所諏訪支部

**平成２７年（フ）第４５号**
岐阜県美濃加茂市加茂野町市橋1173番地１　コーポラスハナミズキ105、前住所大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅16―703号
債務者　安部　祥世
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２７年（フ）第７００号**
神戸市須磨区南落合４丁目１番176―101号
債務者　脇田　康晴
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第４０号**
兵庫県南あわじ市福良甲1302番地１
債務者　坂口眞喜子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２７年（フ）第１２７号**
徳島市蔵本町２丁目17番地の２、旧住所徳島市庄町５丁目69番地
債務者　眞鍋　裕子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで　徳島地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１２８号**
徳島市蔵本町２丁目17番地の２、旧住所徳島市庄町５丁目69番地
債務者　眞鍋ひかる
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで　徳島地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１５９号**
徳島県徳島市明神町２丁目18番地の１　エクセレントハイム102、旧住所徳島県徳島市南佐古八番町１番１号
債務者　橋本　政彦
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで　徳島地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１５２号**
佐賀県三養基郡みやき町大字市武360番地
債務者　大坪　澄子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第２３５号**
佐賀県鳥栖市古野町195番地３
債務者　松田　夕佳
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第２３７号**
佐賀市鍋島５丁目10―27　シンシア泉美Ⅱ１号、住民票上の住所佐賀市天祐１丁目12番15号
債務者　森田　和宏
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１０２号**
佐賀県伊万里市立花町2300番地16　メゾン松栄201
債務者　杉山　三美
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで　佐賀地方裁判所武雄支部